なお、特定会社（連結財務諸表規則第１条の２に規定する特定会社をいう。）が連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準（同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合（以下この様式において「指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合」という。）には、当該連結財務諸表に係る連結会計年度（第四号の三様式記載上の注意⑽のｈにより指定国際会計基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合における当該連結会計年度を含む。）については、連結財務諸表規則による指標等に相当する指標等の推移について記載すること。この場合において、当該連結会計年度について第二号様式記載上の注意⑽のｄにより要約連結財務諸表を作成した場合には、当該要約連結財務諸表に基づく主要な経営指標等の推移について併せて記載すること。

(a)　売上高
(b)　経常利益金額又は経常損失金額
(c)　親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額
(d)　包括利益金額
(e)　純資産額
(f)　総資産額
(g)　１株当たり純資産額（連結財務諸表規則第44条の２第１項の規定により注記しなければならない１株当たり純資産額をいう。）
(h)　１株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額（連結財務諸表規則第65条の２第１項の規定により注記しなければならない１株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額をいう。）
(i)　潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額（連結財務諸表規則第65条の３に規定する潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額をいう。）
(j)　自己資本比率（純資産額から連結財務諸表規則第43条の３第１項の規定により掲記される新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第２条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を総資産額で除した割合をいう。）
(k)　自己資本利益率（親会社株主に帰属する当期純利益金額を純資産額から連結財務諸表規則第43条の３第１項の規定により掲記される新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第２条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額で除した割合をいう。）
(l)　株価収益率（連結決算日における株価（当該株価がない場合には連結決算日前直近の日における株価）を１株当たり当期純利益金額で除した割合をいう。）
(m)　営業活動によるキャッシュ・フロー
(n)　投資活動によるキャッシュ・フロー
(o)　財務活動によるキャッシュ・フロー
(p)　現金及び現金同等物の期末残高
(q)　従業員数

ｂ　提出会社の最近５事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては、10事業年度。以下ｂにおいて同じ。）（会社設立後５事業年度を経過していない場合には、会社設立後最初の事業年度から最近事業年度まで）に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、最近５事業年度に係る主要な経営指標等の推移のうち、最近２事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては、４事業年度）以外のものについては、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載することができることとし、(q)から(t)までに掲げるものは、キャッシュ・フロー計算書を作成していない事業年度については記載を要しない。なお、会社計算規則の規定に基づき算出した各数値を記載する場合には、その旨及び法第193条の２第１項の規定による監査証明を受けていない旨を欄外に注記すること。

(a)　売上高
(b)　経常利益金額又は経常損失金額
(c)　当期純利益金額又は当期純損失金額
(d)　持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失の金額（財務諸表等規則第８条の９の規定により注記しなければならない投資利益又は投資損失の金額をいう。）（連結財務諸表を作成している場合を除く。）
(e)　資本金
(f)　発行済株式総数
(g)　純資産額
(h)　総資産額
(i)　１株当たり純資産額（財務諸表等規則第68条の４第１項の規定により注記しなければならない１株当たり純資産額をいう。）
(j)　１株当たり配当額（会社法第453条の規定に基づき支払われた剰余金の配当（同法第454条第５項に規定する中間配当の金額を含む。）をいう。以下同じ。）
(k)　１株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額（財務諸表等規則第95条の５の２第１項の規定により注記しなければならない１株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額をいう。）
(l)　潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額（財務諸表等規則第95条の５の３第１項に規定する潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額をいう。）
(m)　自己資本比率（純資産額から財務諸表等規則第68条第１項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を総資産額で除した割合をいう。）
(n)　自己資本利益率（当期純利益金額を純資産額から財務諸表等規則第68条第１項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額で除した割合をいう。）
(o)　株価収益率（貸借対照表日における株価（当該株価がない場合には、貸借対照表日前直近の日における株価）を１株当たり当期純利益金額で除した割合をいう。）
(p)　配当性向（１株当たり配当額を１株当たり当期純利益金額で除した割合をいう。）
(q)　営業活動によるキャッシュ・フロー（連結財務諸表を作成している場合を除く。）
(r)　投資活動によるキャッシュ・フロー（連結財務諸表を作成している場合を除く。）
(s)　財務活動によるキャッシュ・フロー（連結財務諸表を作成している場合を除く。）
(t)　現金及び現金同等物の期末残高（連結財務諸表を作成している場合を除く。）
(u)　従業員数

ｃ　「５　従業員の状況」において、連結会社及び提出会社における臨時従業員の平均雇用人員を記載している場合には、ａの(q)及びｂの(u)に掲げる従業員数の記載に併せて、臨時従業員の平均雇用人員を外書きとして記載すること。

また、ｂの(j)に掲げる１株当たり配当額の記載に併せて、１株当たり中間配当額を内書きとして記載すること。

ｄ　ａの(l)及びｂの(o)に掲げる株価収益率については、１株当たり当期純利益金額に代えて、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額により計算することができる。ただし、その場合にはその旨を付記すること。

第二号の六様式記載上の注意(4)ｂ中「（平成18年法務省令第13号）」を削る。

第二号様式記載上の注意(5)を次のように改める。

(5)　主要な経営指標等の推移

ａ　第二号様式記載上の注意(25)に準じて記載すること。

ｂ　第二号の四様式による有価証券届出書の提出日後最初に到来する連結会計年度末から２連結会計年度を経過していない場合には、同様式「第二部　企業情報」の「第１　企業の概況」の「１　主要な経営指標等の推移」に掲げた最も古い連結会計年度から最近連結会計年度までに係る主要な経営指標等の推移について記載すること。